

教保体第790号  
令和2年6月19日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」  
で定める地域感染レベルについて（通知）

地域感染レベルについては、今般発出された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル Ver. 2」（令和2年6月16日付文部科学省：以下「衛生管理マニュアル」）では、自治体の関係部局と相談の上、学校の設置者において判断することとされたところであります。

本県の状況は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項に基づく知事からの感染拡大防止対策への協力要請は令和2年7月9日まで延長されましたが、一方で都道府県をまたぐ移動の自粛要請等が解除され、内容が緩和されたものになっております。

これらのことに鑑み、学校現場では新規感染者の確認が一部にとどまっており、臨時スクールバスの運行など新たな感染拡大防止措置を講じていることから、関係部局と相談した結果、「衛生管理マニュアル」における本県の地域感染レベルを当面の間、次のとおりといたします。

地域の感染レベル 「レベル1」

市町村（組合）教育委員会におかれましては、地域の感染状況等を踏まえた上で、それぞれの地域の感染レベルを判断し、管下の学校等に周知するとともに、感染拡大防止のため「新しい生活様式」の徹底をお願いします。

なお、「レベル1」への変更後も、レベル2地域における留意事項も可能な範囲で参照することと示されておりますので、十分な感染防止対策を講じられますようお願いいたします。

教育庁保健体育課  
保健給食担当  
055-223-1785